

第3回下関市地方卸売市場新下関市場運営委員会

- 日時 令和元年11月29日(金) 午前10時～午前11時
- 場所 下関市地方卸売市場新下関市場 卸売場棟2階会議室
- 出席者 (委員) 8名
- ・ 下関市立大学 教授
 - ・ 下関商工会議所 総務部長
 - ・ 農業組合法人 代表
 - ・ 下関市消費者の会 事務局長
 - ・ 新下関青果株式会社 代表取締役社長
 - ・ 新下関青果株式会社 取締役
 - ・ 下関青果仲卸協同組合 理事長
 - ・ 下関青果仲卸協同組合 理事
- (事務局) 5名
- ・ 下関市産業振興部長
 - ・ 下関市産業振興部市場流通課長
 - ・ 下関市産業振興部市場流通課青果市場室長 以下職員2名
- 欠席者 (委員) 5名
- ・ 山口県農業協同組合下関統括本部 副本部長
 - ・ 下関市近郷野菜流通改善協議会 会長
 - ・ 下関市連合婦人会 事務局長
 - ・ 新下関青果協同組合 理事
 - ・ 勝山第一食料品卸商組合 組合長

【会長】

協議事項(1)「条例改正案の提案について」、まず事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それではまず、1. 市場の休開市日及び開場の時間についてでございます。市場全体として適切な市場機能を確保するため、日曜日、国民の祝日及び1月2日から1月4日を除き開場し、出荷者及び消費者の利益を確保するため、特に必要があると認めるときは休日に開場し、これらの者の利益を阻害しないと認められるときは、休日以外の日を開場することができるというものでございます。

次に、2. 卸売業者の事業報告書提出についてでございます。卸売業者の財

務の状況等を把握するため、卸売業者は「下関市地方卸売市場新下関市場業務条例施行規則（以下、「規則」という。）」の定めに基づき、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならないというものでございます。

次に3. せり人の登録についてでございます。せり売りの業務を適正かつ円滑に行うため、卸売業者が市場で行う卸売のせりについては、規則に定める資格を有する者で、市長が登録したものでなければならない。卸売業者はせり人の登録を受ける場合、規則に定めるところにより登録申請書を市長に提出しなければならないというものでございます。

次に4. 仲卸業者の事業報告書の提出についてでございます。仲卸業者の財務の状況を把握するため、仲卸業者は規則の定めに基づき、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならないというものでございます。

次に5. 売買参加者の承認についてでございます。せり売り、入札により卸売について、一定のノウハウを有する者により、円滑な取引を行う必要があるため、市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く）は、市長の承認を受けなければならず、承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならないというものでございます。

次に「6. 売買取引の制限について」でございます。市場における公正な取引を確保するため、市長は、せり売り又は入札の方法による卸売の場合において、談合その他不正な行為があると認めるとき、不当な値段を生じた時又は生じるおそれがあると認めるときは、その売買を差し止め、又はせり直し又は再入札を命ずることができるというものでございます。

次に7. 衛生上有害な物品の売買等の禁止等についてでございます。市場における安全・安心を確保するため、市長は衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努め、衛生上有害な物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならず、衛生上有害な物品の売買の差し止め、又は撤去を命ずることができるというものでございます。

次に8. 卸売予定数量等の市長への報告・公表等についてでございます。取引の実態の把握、開設者として卸売予定数量等を公表する義務があるため、卸売業者は、その日の卸売予定数量及び卸売の数量及び価格を市長に報告し、市長はインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。また、卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合は、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないというものでございます。

次に9. 品質管理についてでございます。卸売市場における適正な品質管理

を確保するため、卸売業者並びに、その他市場関係者は、規則で定める物品の品質管理の方法により、物品の品質管理に努めなければならないというものでございます。

次に10. 受託物品の検収についてでございます。卸売業者は、卸売市場における適正な取引を確保するため、受託物品の受領に当たり、検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に出荷者が立ち会い、その了承を得られているときは、この限りではないというものでございます。

次に11. 買受人の明示及び引き取りについてでございます。卸売業者は、卸売市場における適正な取引を確保するため、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。また、買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。卸売業者は規則で定めるところにより、買受人が引き取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告しないで他の者に卸売をすることができる。卸売業者は、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が先の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができるというものでございます。

次に12. 卸売業者の自己買受禁止についてです。こちらにつきましては、今回の条例改正に伴い「条文を削除」とさせていただきたいと考えております。卸売業者の自己買受禁止（卸売業者は、卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。）については、現行条例第38条で禁止されておりますが、卸売商品の売れ残り等に対処できるようにするため、条文を削除するものです。

次に13. 受託拒否の禁止についてです。受託拒否の禁止（卸売業者は、販売の申し込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。）につきましては、現行条例第37条第2項で禁止されております。出荷者保護のため、卸売業者はその許可に係る取扱品目について、市場における卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合、正当な理由がなければその引受けを拒んではならないというものでございますが、第2回運営委員会の中で、卸売業者・生産者ともに削除しても問題がないとの意見がありましたので、条文を削除するものです。

最後に直荷引きの原則禁止（仲卸業者は、当該市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れてはならない。）につきましては、現行条例第43条で、「仲卸業者は卸売業者以外の者から買い入れ、そのすべてを販売したときは、その旨を市長に報告しなければならない。」となっており、報告が必要ですが、禁止され

ておりません。今回の改正では、条例 42 条のとおり、現行どおりとしております。

続きまして、条例改正案の主な改正内容について 3 点ご説明いたします。

1 点目は、卸売市場法の改正に伴い、条例第 2 条に新たに「開設者の責務」として、「市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者、その他の卸売市場において売買取引を行う者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない」という規定を定めました。

2 点目は、従前、卸売業者の許可については山口県が行ってきましたが、山口県の卸売業務条例が廃止される予定であるため、開設者である市において、条例第 7 条に「卸売業務の許可」を、第 13 条に「卸売業者の事業報告書の提出」の規定を新たに定め、卸売業者は事業報告書についても仲卸業者・買受人と同様に市に提出することとなります。

なお、第 18 条に記載の「せり人の登録」については、従前は登録に 5 年間の有効期間がありました。改正卸売市場法から「せり人の登録」に関する項目が削除され、その他ルールで定めることになっており、条例改正案では有効期間を廃止にしております。

3 点目は、「取引参加者の決済の方法」につきまして、取引参加者間の決済の支払期日及び支払い方法は「下関市地方卸売市場新下関市場業務条例施行規則」で定めることといたしました。

また、第 38 条の「卸売業者による売買取引条件の公表」につきましては、卸売業者が取扱品目その他売買取引の条件の公表をインターネットの利用その他の適切な方法により行うこととしており、公表の内容は規則で定めるようにしております。

事務局からは以上でございます。

【会長】

ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。
いかがでしょうか。

【委員】

案につきましては、前回色々協議いたしましたので、この内容でいいと思います。この案でいった時に、卸売業者や生産者へどういったプラスになるのか。

【会長】

今、ご説明頂いたような所をふまえて申し上げますと、条文が削除されている部分が非常に大きな部分であると思います。あとは、文言が少し変わっている

部分や、別の委員会で出た案件だが、例えば38条⑧において、インターネットの利用等が今まではなく、インターネットが整備されてない所や、有効活用しきれてない箇所については、従前の方法で行っていけばいいと思う。それが、他の方からみた場合どういう風に判断されるかという影響や、細かいところは改正後に検証なり、それによって不都合が生じれば、又変更を運営委員会で検討することが必要かと思います。

【委員】

わかりました。ありがとうございました。

【委員】

衛生上有害な物品の売買等の禁止という項目の中で、農協では何度もチェックを受けるのが商品を出す基準になるのですが、この市場においても当然されているとは思いますが、例えば抜き打ちのチェックというのは行っているのでしょうか。薬剤などは生産者任せになるのでしょうか。

【委員】

そうですね、今のところ市場での検査は行っておりません。

今現在、生産者の段階、出荷の段階の時点で非常に厳しい検査をされています。薬剤の使用経緯など社会の要請を受け、農協の出荷の段階で非常に敏感にしていることは現状でもわかっています。そのため、それ以上深い検査が必要かということに関して、少しずつ市場内の意識が薄れているのが現状ではないかと思います。また、こういった風潮の中で、過去にはダイオキシンなどが風で農薬が流され、危険な薬剤が飛散したといった事例があったためそういった事態にも非常に気を使われているかと思います。一度公表されるとその産地が生きていけない状況がありますので。そういった点から薬剤の検査も敏感に行っていることから、甘えていると言えれば甘えているのかもしれませんが、あえて市場が抜き打ち検査を行うという点に対しては、今のところ意識が薄れてきています。だが、場内で検査が必要であると判断した際には検査していかなければいけない。市場でそういった問題が出た場合は、社会的影響が大きく、それなりのリスクを供なった方策でもあるため、その辺では甘えているところです。こちらに社会要請があれば改めて検査を行っていきます。

【委員】

わかりました。

【委員】

小郡の農薬チェックを見学したことがあるが、農協を通じて検査している品物にはほとんどないです。むしろ、個人的に検査をおこなっている方が、時々残っていると聞きました。

【委員】

薬剤には1日、1週間おこななければいけないというような禁止項目がある。それを早めに出すと、検査にひっかかることがある。農協を通せば、大丈夫な物とそうでない物をきちんと指導してくれますので、私達も十分に気を付けています。

【委員】

農協経由の物に関しては、先程も言いましたが、非常に気を使っておられると把握しております。農協の責務として、産地を守っていかないといけないという点がありますので。その為に、決められた規則を守っていかないことには、産地が消滅してしまう恐れがありますので、その辺は農協で非常に細かい農薬の履歴を提出させているということなので安心です。ただ、個人で出す物に関しては、基準を無視して出荷されている方がいないとも限らないため、検査する際には、そういった方達が出がちだという事だと思います。

【委員】

もし、出荷した荷についての問い合わせがあった場合どうしたらいいのか。生産者ではないので、病気なのか、食べられる物なのかの判断が行えない。農協に連絡すれば判断してもらえるのか。

【委員】

清末など4、5カ所に野菜の専門家がおりますので、そこに連絡して頂けたらと思います。

【委員】

ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。今委員の方々からもあったように、生産者様への食の安全意識や、消費者を中心とした不安というのは、運営委員会の方でも管理している以上は払拭していくべき課題であり、是正しなければいけない所があれば当然見直しを行うように動いていくべきだと思います。今回の条例改正にあたっては、まだまだわからない部分、法の改正によって市場の流通にどのような変化が起こるかというのは見守っていく必要があると考えております。

議題の方ですが、他に事務局からの説明に関して委員の方々から何かご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

【委員】

これまで2回の運営委員会で協議した内容が十分に反映されていると思ひます。私としてはこれでお願ひしたいと思ひています。取引がより自由にされたという中で、これを効果的に我々も反映していきたい。またこれを機会に、我々も見直し行い市場運営に携わっていきたいと思ひます。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

これまで議論した点以外で、事務局側が変更を行った点はありますか。

【事務局】

新下関市場について一番大きな変更点と言へば「卸売業者の自己買受禁止」、「受託拒否の禁止」が削除になったという点です。今回の条例改正に伴って、新たに国の方より追加項目が出てきておりますが市場の運営に関しては変わりないです。

【会長】

他ございませんでしょうか。それでは、この案に皆様ご賛成頂けますでしょうか。

(賛同)

【会長】

ありがとうございます。

【事務局】

今、承認頂きました案ですが、主旨的には変わらないのですが、条例を作成する過程の中で、言い回しや表現など法の専門家が修正を行いますので、内容の変更の可能性があることを申し上げておきます。ご了承下さい。

【会長】

ありがとうございました。それでは、条例改正案の提案につきましては終了させていただきます。